
厚生年金基金制度の見直し

2014年4月

 JP アクチュアリーコンサルティングCo., Ltd.



Member of Multinational Group of
Actuaries and Consultants

○法律の概要

【公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律】

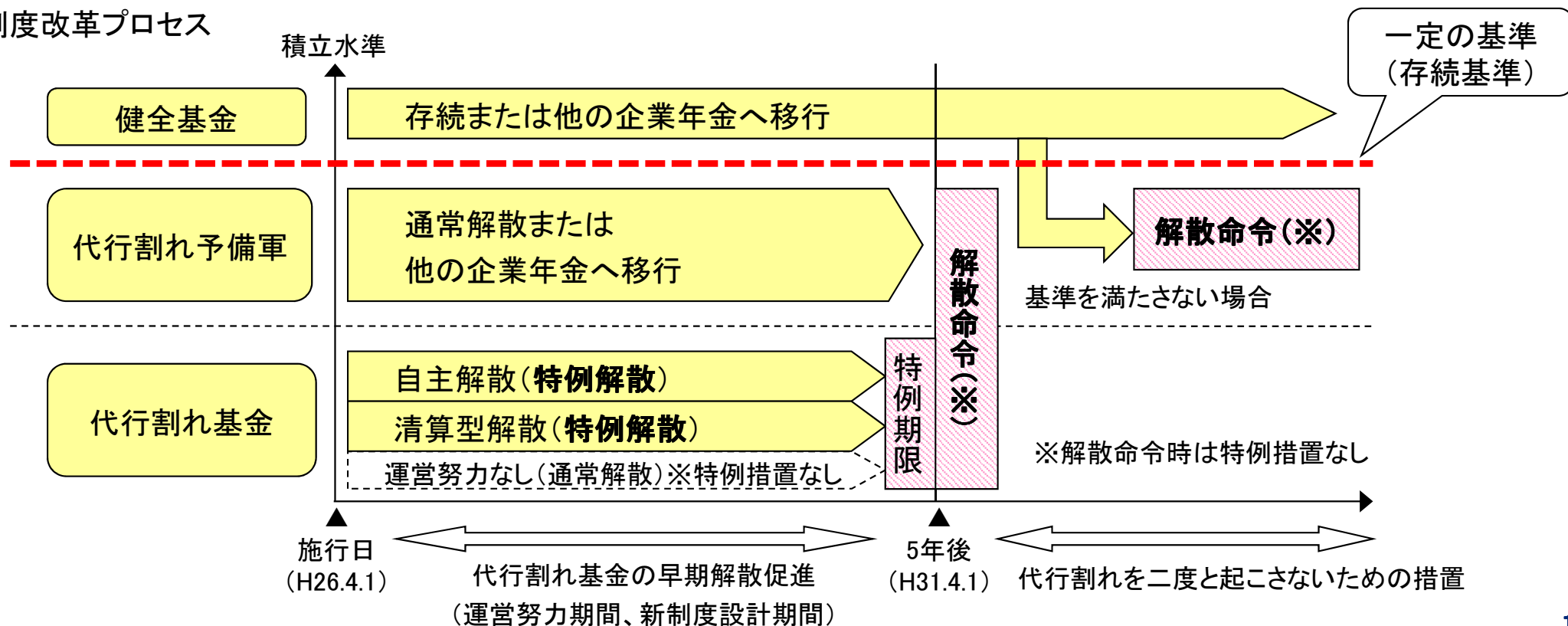
○概要(基金制度の見直しに関する部分)

本ページ以降、「厚生年金基金」は「基金」と表記

- 施行日以後は基金の新設を認めない
- 施行日から5年間に限り、特例解散制度を見直す ⇒ 特例解散制度の見直し
- 施行日から5年後以降は、一定の基準を満たさない基金に対して解散命令を発動できる ⇒ 財政運営の見直し
- 基金から他の企業年金等への移行について特例を設ける ⇒ 上乗せ部分の支援策

※施行日から10年以内に、基金が解散または他の企業年金に移行するよう検討し、必要な措置を講ずる

○制度改革プロセス



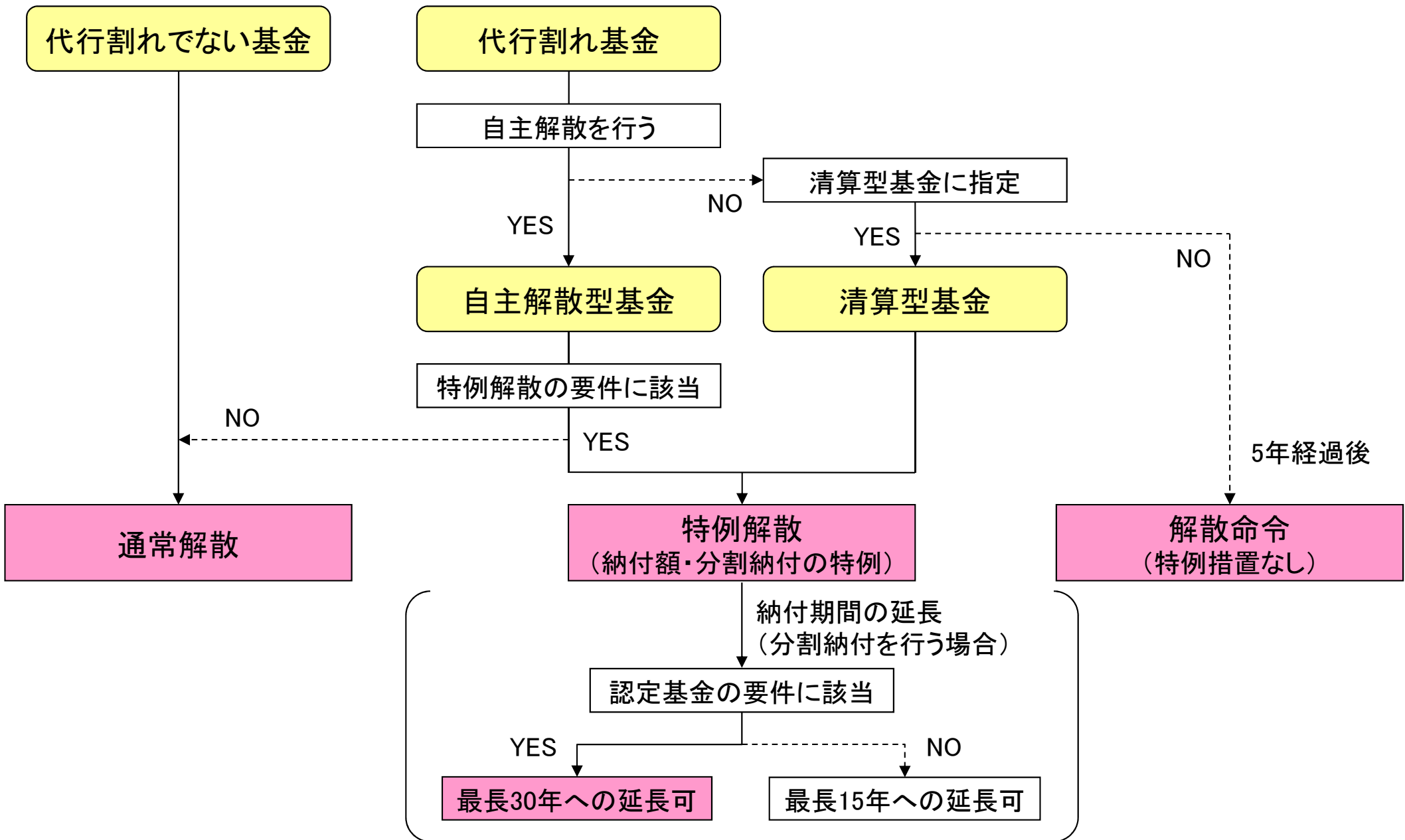
1. 特例解散制度の見直し等

次ページ以降、法令等は以下のとおり表記

- 「法」または「改正法」 : 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
- 「経過措置政令」 : 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
- 「整備等省令」 : 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令
- 「特例解散通知」 : 自主解散型基金等の解散に関する特例について

1.1.特例解散のプロセス

【1. 特例解散制度の見直し等】

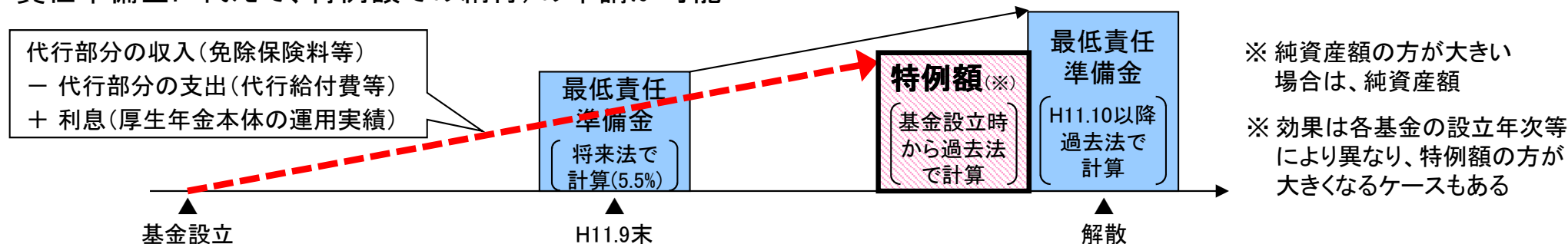


1.2.納付額の特例

【1. 特例解散制度の見直し等】

(1) 納付額の特例 【改正法附則第8条、第11条、経過措置政令第5条、第10条、整備等省令第19条】

- 基金が解散した場合は、最低責任準備金を国に返還する必要があるが、従来の特例解散と同様、納付額の特例(最低責任準備金に代えて、特例額での納付)の申請が可能



(2) 適用要件 【改正法附則第11条第5項、経過措置政令第9条、第31条、整備等省令第20条、第21条、特例解散通知第2-1】

- 納付額の特例を受けるためには、基金側の業務運営上の努力が必要

法令上の規定	具体的要件
業務運営についての相当の努力	以下の全てを満たすこと ① 掛金について、次のいずれかを満たすこと A) 申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収している B) 申出前2年間において、基金の給与総額に対する上乗せ部分の掛金総額の比率が、H21年度における全基金の平均的な比率(2.6%)を上回っている(基金全体のプラスアルファ水準は4割として計算) $\left(\frac{\text{徴収した掛金の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} \times \frac{1.40}{1+\text{プラスアルファ水準}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} > 2.6\% \right)$ ② 給付抑制のための必要な措置を講じていること(次のいずれか1以上に当てはまる場合) A) 給付減額 B) 選択一時金の停止(加算型) C) 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用(代行型)

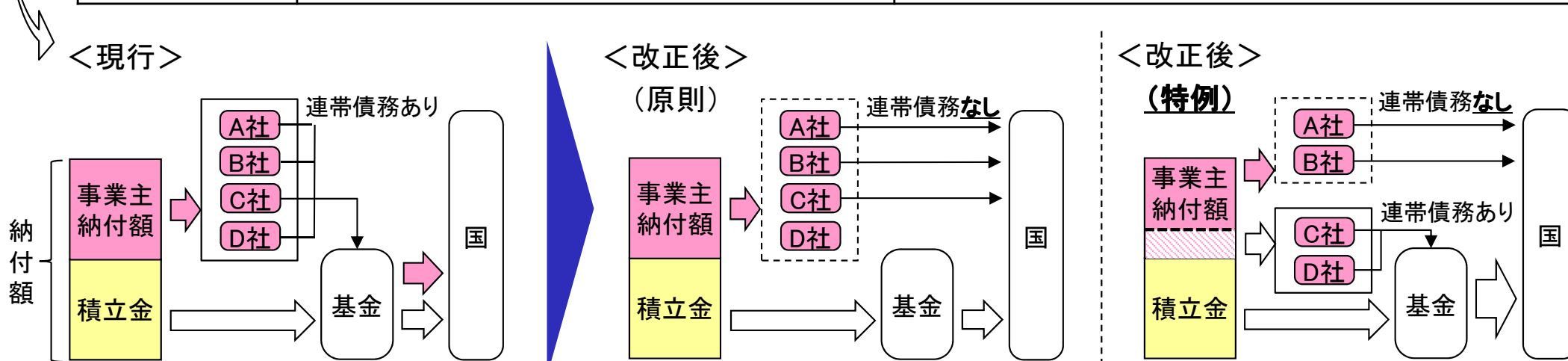
1.3.分割納付の特例(1)

【1. 特例解散制度の見直し等】

(1)分割納付の特例 【改正法附則第12条～第17条、経過措置政令第16条、第17条、整備等省令第22条～第26条】

- 通常は解散時に最低責任準備金を一括で納付する必要があるが、納付猶予(分割納付)の申請を行うことが可能
- 従来も分割納付の特例が認められていたが、今回の改正により以下の見直しを実施
- 分割納付の特例を受けるためには全事業主が納付計画を提出することが原則だが、円滑な解散を促進するため、一部の事業主(連帯債務あり)が基金と共同して国に納付する形も認められる

	現行	改正後
①事業所間の連帯債務廃止	事業所の一部が倒産した場合、他の事業所が連帯して負担する(基金が事業主から徴収し国へ納付)	連帯債務を廃止し、事業所から国へ直接納付
②利息の固定金利化	厚生年金本体の実績運用利回りに基づき設定(変動金利)	毎年4月の10年国債応募者利回りに基づき設定(固定金利) ※前年度1年間の10年国債応募者利回りの平均を上回る場合は、当該前年度の平均利回り H26年度:0.63%
③最長納付期間の延長	15年	30年 ※認定基金の要件に該当する場合(P.7参照)



1.3.分割納付の特例(2)

【1. 特例解散制度の見直し等】

(2)適用要件 【改正法附則第12条第7項、経過措置政令第12条、第31条、整備等省令第20条、第21条、第24条、第25条、特例解散通知第3-1】

- 基金、事業主がそれぞれ計画を提出して申請することとなり、要件もそれぞれ設定
- 基金の要件は納付額の特例と同じ、事業主の要件は納付計画の合理性などが必要

法令上の規定	具体的要件
<p>業務運営についての相当の努力 ※納付額の特例と同じ</p>	<p>以下の全てを満たすこと</p> <p>① 掛金について、次のいずれかを満たすこと</p> <p>A) 申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収している</p> <p>B) 申出前2年間において、基金の給与総額に対する上乗せ部分の掛金総額の比率が、H21年度における全基金の平均的な比率(2.6%)を上回っている(基金全体のプラスアルファ水準は4割として計算)</p> $\left[\frac{\text{徴収した掛金の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} \times \frac{1.40}{1+\text{プラスアルファ水準}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} > 2.6\% \right]$ <p>② 給付抑制のための必要な措置を講じていること(次のいずれか1以上に当てはまる場合)</p> <p>A) 給付減額</p> <p>B) 選択一時金の停止(加算型)</p> <p>C) 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用(代行型)</p>
<p>納付期間が5年以内(やむを得ない場合は10年以内)であること、その他事業主が確実に納付できること</p>	<p>以下の全てを満たすこと</p> <p>① 収支の状況等から見て、納付の猶予を受けようとする額およびその期間の設定が合理的であること</p> <p>② 納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であること(均等割、時間の経過とともに減少等)</p> <p>③ 事業主の負担額が事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正であること(報酬総額・加入員人数比等)</p>

1.3.分割納付の特例(3)

【1. 特例解散制度の見直し等】

(3)分割納付期間の延長等 【改正法附則第12条第8項、第14条、第23条、経過措置政令第13条、第31条、整備等省令第20条、第21条、第25条、特例解散通知第4】

- 通常の納付期間は最長10年だが、以下の要件を満たした基金(認定基金)の事業主は、納付計画を最長30年まで延長できる(今回の法改正で最長納付期間を15年→30年に延長)
- 最長30年への延長は、通常の分割納付の特例と比べて、基金の運営について更なる努力をしている等の要件を求める
- 分割納付の承認申請と同時に納付計画の変更の申請を行うことができる

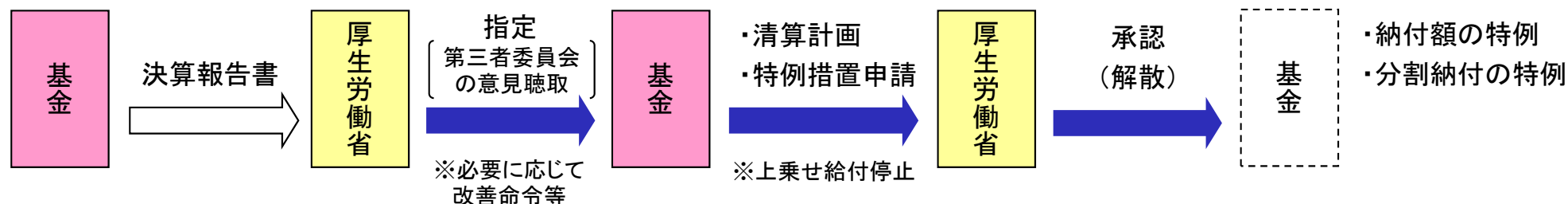
法令上の規定	具体的要件
業務運営についての 著しい努力	<p>分割納付の特例の適用要件(前ページ参照)に加えて、以下のうち2以上を満たすこと</p> <p>① 掛金について、次のいずれかを満たすこと</p> <p>A) 申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収している</p> <p>B) 申出前2年間において、基金の給与総額に対する上乗せ部分の掛金総額の比率が、H23年度における全基金の平均的な比率(2.6%)を上回っている(基金全体のプラスアルファ水準は3.6割として計算)</p> $\left[\frac{\text{徴収した掛金の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} \times \frac{1.36}{1+\text{プラスアルファ水準}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額・標準賞与額の総額}} > 2.6\% \right]$ <p>② 給付減額等、給付に要する費用をできる限り抑制していること(次のいずれか2以上当てはまる場合)</p> <p>A) 給付減額</p> <p>B) 選択一時金の停止(加算型)</p> <p>C) 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用(代行型)</p> <p>③ 事務コストの抑制、その他積立金を増加させるために必要な措置(②に掲げる措置を除く)を講じていること</p>
事業の継続が極めて困難	解散認可(清算計画の承認)が見込まれる日までに、掛金の増加によって代行割れを解消することが困難であると見込まれること

1.4.清算型基金

【1. 特例解散制度の見直し等】

(1) 仕組み 【改正法附則第19条～第25条、経過措置政令第18条～第29条、整備等省令第27条】

- 財政状況が一定水準に満たない基金に対して、解散を促進する「清算型基金」の仕組みを新たに導入
⇒ 厚生労働大臣が指定した場合、基金は速やかに「清算計画」を提出し、直ちに解散となる（指定は施行日から5年間限り）
- 清算型基金は、自主解散型基金と同様に特例措置の申請を行うことができるが、以下の留意点がある
 - ・ 指定日の翌月以降から直ちに上乗せ給付が停止される
 - ・ 上乗せ給付の再建について、十分な検討を行うことが困難であり、受給者等が不利益を被る可能性がある



(2) 清算型指定の要件 【改正法附則第19条第1項、経過措置政令第18条】

法令上の規定	具体的要件
積立金の額が最低責任準備金に政令で定める率を乗じて得た額を下回ること	事業年度の末日において「純資産額 < 最低責任準備金 × 0.8」であること
事業の継続が著しく困難	成熟度が高いこと(次のいずれかを満たすこと) ① 指定日の前事業年度において「給付費等 > 掛金等収入」であること、または指定日までに「代行保険料率 > 免除保険料率」となったことがあること ② 指定日において「(受給者数 + 待期者数) > 加入員数」であること
業務運営についての相当の努力	特例解散の適用要件と同じ(P.4,6参照)

1.5.その他(1)

【1. 特例解散制度の見直し等】

(1) 解散プロセス

- 第三者委員会(社会保障審議会)による適用要件等の審査 【改正法附則第11条第6項、第12条第9項、第14条第2項、第19項第3項、第21条第8項、第30条第8項、第33条第3項】
- 特例解散により解散する基金は、申請(指定)日の翌月以降から上乘せ給付を支給停止 【改正法附則第11条第3項、第12条第6項、第19条第6項】
- 将来返上の認可を受けた基金は、最低責任準備金の全部または一部を前納できる仕組みを創設 【改正法附則第10条、経過措置政令第7条、第8条】
※前納できる金額は「積立金－前納する額＞代行給付に充てるべき積立金(見込額)」を満たす範囲内
- 代行返上時と同様の条件により、最低責任準備金の一部の現物納付(国債、株式等)が可能 【改正法附則第9条、経過措置政令第6条、整備等省令第18条】

(2) 解散認可基準の緩和 【改正法附則第5条第2項(改正前厚年法第142条第1項、第143条第1項、第144条の2第2項・第4項、附則第32条第1項の読み替え)、解散・移行認可基準】

		現行	改正後
理由要件(2013/10/1～)		母体企業の経営状況の悪化等	撤廃
手続き要件	代議員会の議決	代議員定数の3/4以上の多数による議決	代議員定数の 2/3 以上の多数による議決
	代議員会の議決前 の手続き (2013/10/1～)	① 全事業主の3/4以上の同意 ② 加入員総数の3/4以上の同意 ③ 全受給者に対する説明 ④ 加入員の1/3以上で組織する労働組合の同意(複数あるときは3/4以上の同意で可)	① 全事業主の 2/3 以上の同意 ② 加入員総数の 2/3 以上の同意 ③ 同左 ④ 同左

※代議員会の議決要件は、「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「将来返上」時も同様に緩和

(3) 清算未了特定基金に関する特例 【改正法附則第30条～第32条、経過措置政令第36条～第38条、整備等省令第28条～第30条】

- 従前の特例解散制度の適用を受けて清算中の基金(清算未了特定基金)の各事業主は、清算未了特定基金型納付計画を提出することで、今回の法改正に基づく分割納付の特例措置を受けられることができる(申請は施行日から1年以内)

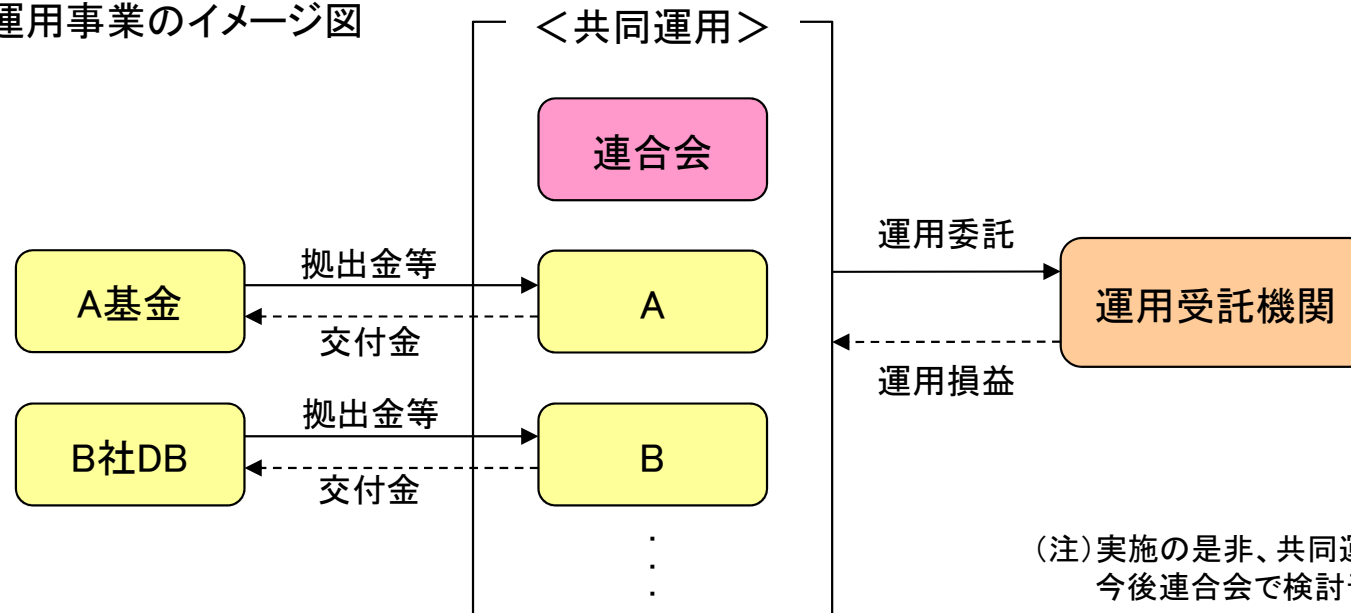
1.5.その他(2)

【1. 特例解散制度の見直し等】

(4) 法施行後の企業年金連合会 【改正法附則第37条～第81条、経過措置政令第35条、第49条～第75条、整備等省令第48条～第63条】

- 企業年金連合会(以下、「連合会」)は、法施行後は存続連合会として存続し、代行部分の新規引き受けは行わない
 - 法施行後に解散した基金の代行部分は国に返還
 - 基金中途脱退者の代行(基本)部分の連合会への支給義務移転はできなくなる(脱退一時金相当額、残余財産のみ移換可)
⇒ 法施行後も存続する基金は、中途脱退者の記録管理・年金給付(代行部分+薄皮部分)の支給を行う必要あり
- 確定給付企業年金法に基づく新連合会が成立したときに、存続連合会は解散する
 - 解散したときは、基金中途脱退者および解散基金加入員に対して残余財産を分配(新連合会に移換することも可)
 - DBから移換された中途脱退者等の給付の支給義務は新連合会が承継
- 新たに、拠出金等を原資として「共同運用事業」、「DB・DCへ移行するための費用の助成事業」の実施が可能

○ 共同運用事業のイメージ図



2. 財政運営の見直し

2.1.法施行後の財政運営

【2. 財政運営の見直し】

(1)法施行後の財政運営

- 法施行後5年後以降も基金として存続することを目指す場合は、存続を前提とした財政運営(原則的な財政運営)
- 法施行後5年以内に解散または代行返上をする予定の場合は、解散または代行返上に向けた計画に基づく財政運営(特例的な財政運営)

<原則的な財政運営>

法施行後5年後以降も基金として存続することを目指す場合

- ✓ 継続基準・非継続基準はともに適用
- ✓ 存続基準に向けた段階的な積み立て

<特例的な財政運営>

法施行後5年以内に解散または代行返上をする予定の場合

- ✓ 継続基準・非継続基準の適用はなし
- ✓ 解散計画または代行返上計画の策定・検証

(2)法施行後5年後以降の存続基準 【改正法附則第33条、経過措置政令第39条】

- 法施行後5年後以降は、以下の存続基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる

<存続基準> (代行資産の保全の観点から設定)

事業年度の末日において、以下のいずれかの要件を満たすこと

- ① 積立金 \geq 最低責任準備金 \times 1.5 (市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準)
- ② 積立金 \geq 最低積立基準額 (上乘せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準)

2.2.原則的な財政運営(1)

【2. 財政運営の見直し】

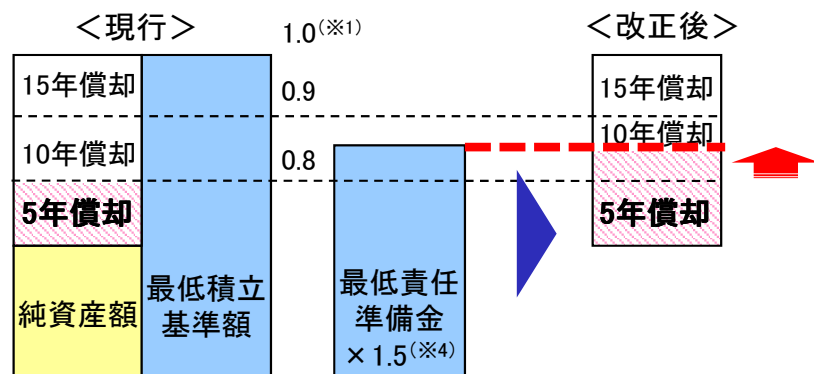
(1) 財政検証

- 継続基準：従来通り適用(責任準備金との比較)
 - 非継続基準：最低積立基準額 $\times 1.0^{(\ast 1)}$ および最低責任準備金 $\times 1.5^{(\ast 2)}$ との比較を行う
- ⇒ 「純資産額 $< \text{MAX}\{\text{最低積立基準額} \times 1.0^{(\ast 1)}, \text{最低責任準備金} \times 1.05\}$ 」の場合は、翌々年度末までに以下のいずれかの対応が必要(法施行後5年間は存続基準に向けて現行よりも厳しい基準、5年後以降は現行と同じ基準)

〔ただし、「純資産額 $> \text{MAX}\{\text{最低積立基準額} \times 0.9^{(\ast 3)}, \text{最低責任準備金} \times 1.5^{(\ast 2)}\}$ 」であり、かつ過去3事業年度のうち2事業年度以上において「純資産額 $> \text{MAX}\{\text{最低積立基準額} \times 1.0^{(\ast 1)}, \text{最低責任準備金} \times 1.05\}$ 」の場合は対応不要〕

(ア) 積立比率に応じて積立不足を償却する方法

法施行後5年間は、最低責任準備金 $\times 1.5^{(\ast 4)}$ に対する不足額までを5年償却とするよう改正

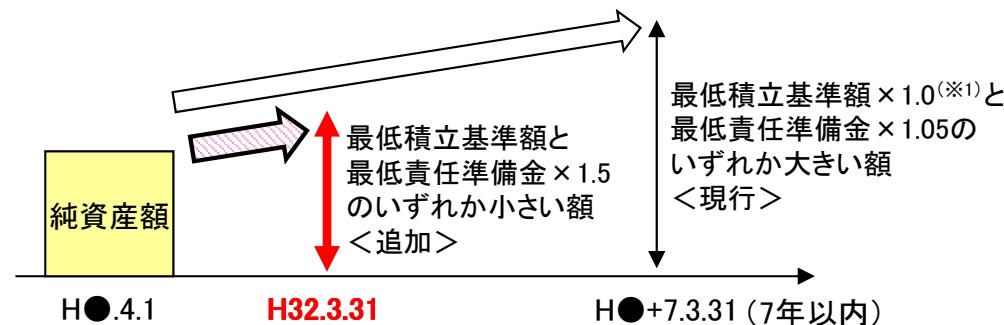


(注1) 「最低積立基準額 $< \text{最低責任準備金} \times 1.5^{(\ast 4)}$ 」のときは、最低積立基準額に対する不足額までを5年償却

(注2) 別途、最低責任準備金 $\times 1.05$ との比較もあるがここでは省略

(イ) 回復計画を作成する方法

現行の計画に加えて、H31年度末に存続基準(最低積立基準額と最低責任準備金 $\times 1.5$ のいずれか小さい額)まで回復するよう改正



(注) 従来は平成28年度までの経過措置だったが、「当分の間」使用可能となった

※1～※4は右の経過措置あり

	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3～
1.0(※1)	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0
1.5(※2)	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
0.9(※3)	0.86	0.88	0.9	0.9	0.9
1.5(※4)	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5

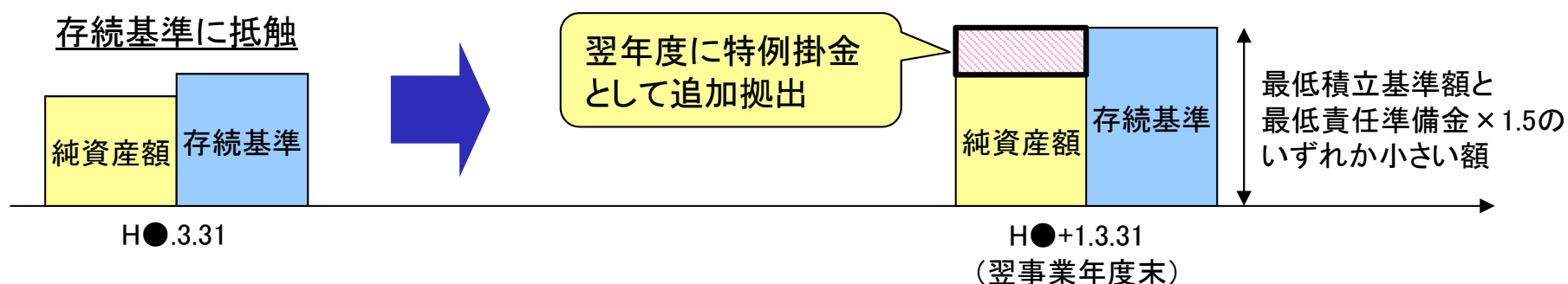
(注) ア、イともに、H24年度末に代行割れである基金は、原則として、H26年度以降における給与総額に対する掛金総額の比率がH24年度を下回らないこと

2.2.原則的な財政運営(2)

【2. 財政運営の見直し】

(2) 法施行後5年後以降の存続基準に係る検証

- 平成30年度の末日以降を基準日とする財政検証において、存続基準(最低積立基準額と最低責任準備金×1.5のいずれか小さい額)を満たさなかった場合には、(1)(イ)の回復計画を作成する方法の例により、翌事業年度の末日において存続基準を満たすために必要な額を、翌事業年度の掛金額に特例掛金として追加拠出しなければならない



(3) モニタリングの強化

- | | | | |
|-----------------------------------|---|----------|---------------------------|
| ①各月末における最低責任準備金の額と純資産の額(6・5・4ヶ月前) | } | H26.4.1～ | ※①～③は四半期業務報告書の提出時に併せて報告 |
| ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合 | | | |
| ③各四半期末における母体企業の経営状況 | } | H31.4.1～ | ※①は解散等方針議決報告書を提出した場合は記載不要 |
| ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施 | | | |
- ※③は総合型基金の場合は、組織母体または健保組合の運営状況等で可

(4) その他

- 給付減額を行う場合のプラスアルファ水準の下限を代行部分の1割から3割以上とする(H26.10.1～)
※H26.10.1時点で3割未満の基金は現状維持可、解散または代行返上の方針を議決した基金は現行どおり1割以上で可
- 最低積立基準額の算定に用いる予定利率に0.8～1.2の係数を乗じる措置は、法施行後5年後以降は廃止される予定

2.3.特例的な財政運営

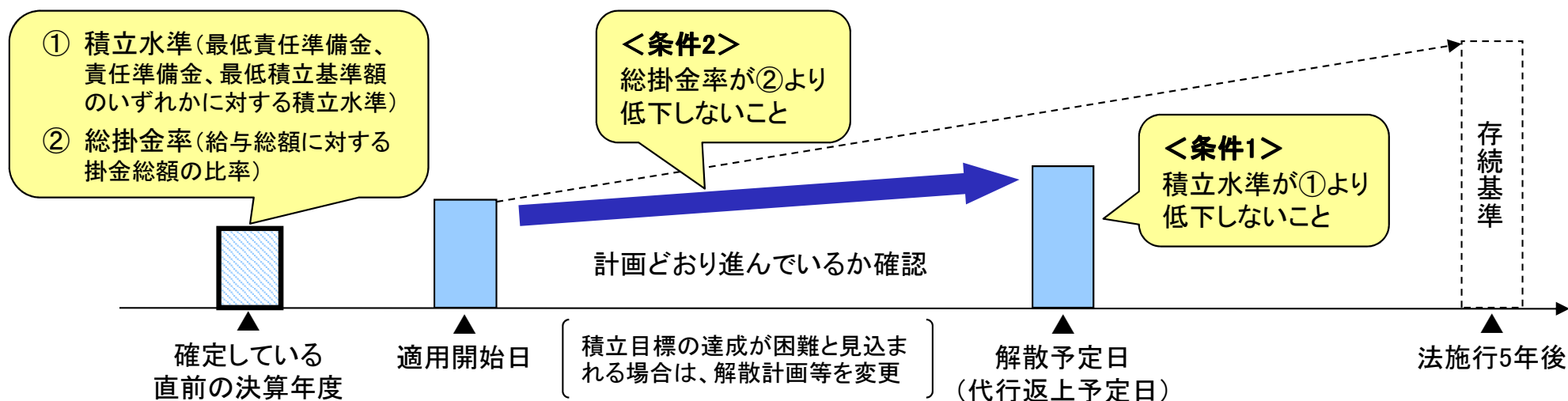
【2. 財政運営の見直し】

(1) 財政検証

- 解散計画または代行返上計画(以下、「解散計画等」)を実施中の基金は、財政検証の基準日において解散計画等で定めた積立目標を達成することが可能かどうかの検証を行う(継続基準、非継続基準の適用はない)

(2) 解散計画等の作成および変更 【整備等省令第43条～第46条】

- 解散計画等には以下の内容を記載し、解散・代行返上予定日までの間、積立目標達成に必要な掛金水準を設定する
 - A) 計画の適用開始日、解散・代行返上予定日、具体的スケジュール
 - B) 解散・代行返上予定日における最低責任準備金、責任準備金または最低積立基準額に対する積立目標 等
- 原則として、以下の図の「条件1」と「条件2」を満たす必要がある
- 財政検証の結果、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、積立目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、遅くとも1年以内に変更後の計画を実施すること



(注) 確定している直前の決算年度で代行割れである基金は、積立水準または不足額が拡大しないこと、代行返上計画ではこれに加えて代行返上予定日で代行割れでないこと

2.4.最低責任準備金の計算方法の見直し

【2. 財政運営の見直し】

(1) 代行給付費の計算方法の見直し(8号方式に用いる係数の補正およびみなし7号方式の導入) 【厚生労働省告示第95号(H26.3.24)】

現行		改正後	
● 7号方式 厚生年金本体と 同じ支給停止額 により算出	● 8号方式 代行給付費 ×0.875	● 7号方式 厚生年金本体と 同じ支給停止額 により算出	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> ● みなし7号方式(H11.10まで遡及可) 在職老齢年金及び雇用保険と の調整については実績を用い、 それ以外は一定率(0.998)を用 いて算出 </div>
			<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> ● 8号方式(H17.4まで遡及可) 代行給付費×0.69~1.0 (65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0) </div>

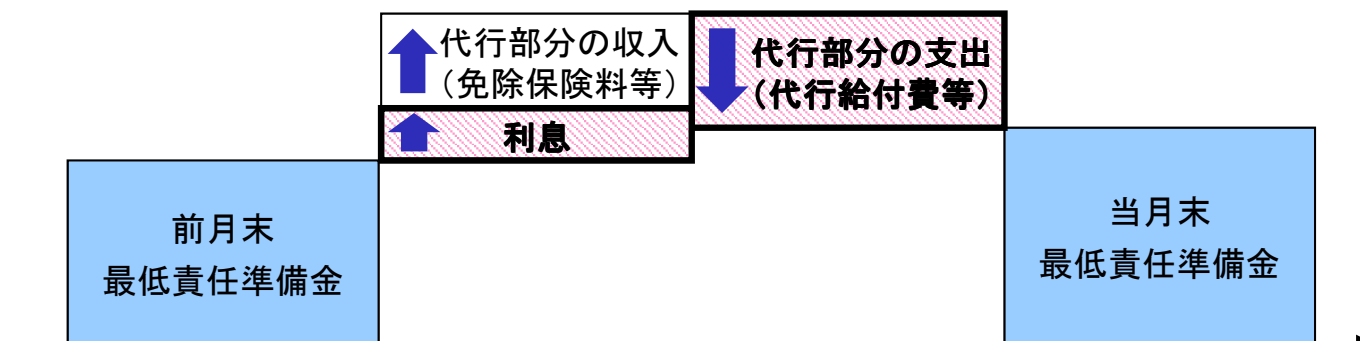
(注)みなし7号方式は、原則的な財政運営では使用不可

(2) 計算に用いる厚生年金本体の実績利回りの適用時期のズレ(期ズレ)の補正 【厚生労働省告示第95号(H26.3.24)】

現行	改正後
前々年度の厚生年金本体の運用実績 (確定値)を当年分の計算に適用	期ズレを解消 (確定値+直近は推計値※)
(例)H24年分(1月~12月)の計算 ⇒H22年度の実績▲0.26%を用いる	(例)H24年度分(4月~翌年3月)の計算 ⇒H24年度の実績9.57%を用いる

※ 確定していない年度は、GPIFが四半期ごとに公表する運用結果を使用

※ 解散計画を提出し、分割納付の特例で解散する基金の代行割れ相当額については、解散計画提出時~解散時までの利子は解散後と同様に国債利回りとする(H26年度:0.63%)



法施行後5年以内に解散または代行返上する場合は、現行の8号方式(0.875)および期ズレ解消前の選択も可

⇒最低責任準備金の算定方法は8通り

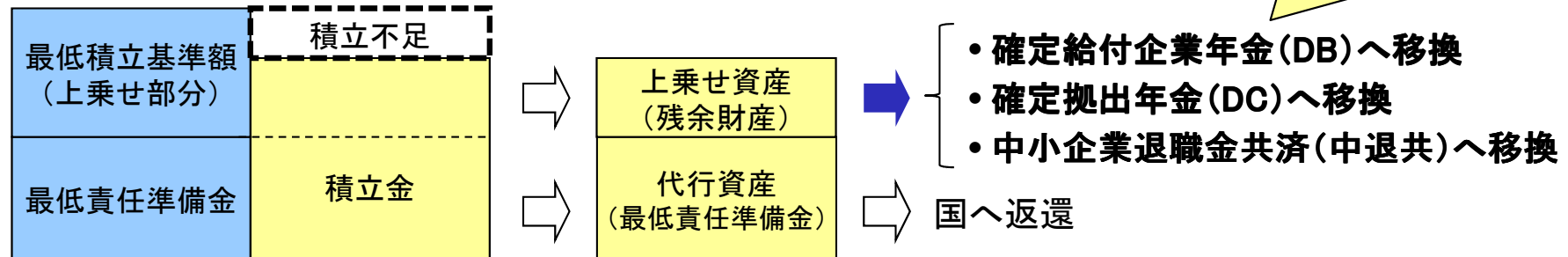
※ 特例解散の場合、それぞれに対して特例額との選択ができるため、全16通り

3. 上乗せ部分の支援策

3.1.上乗せ部分の支援策の概要

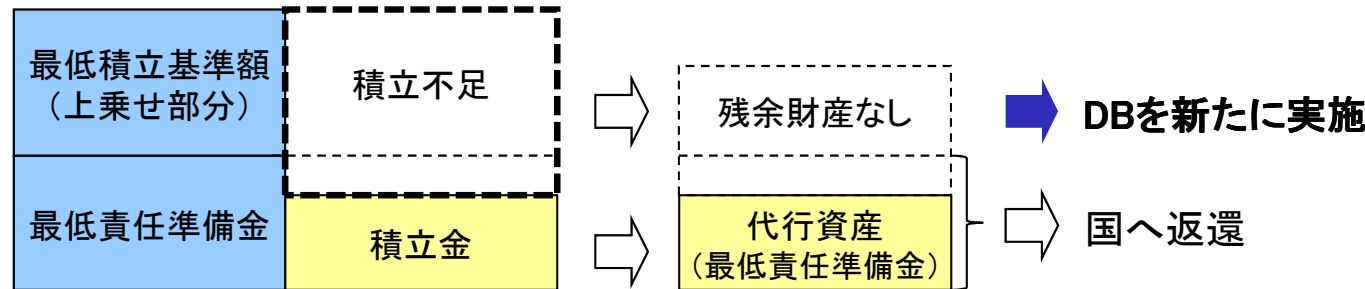
(1)他の企業年金等への移行支援策

＜代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金＞



資産を他の企業年金等へ移換して退職給付を継続することを支援

＜代行割れ基金＞



DBを活用した退職給付の再建(過去期間を通算)を支援

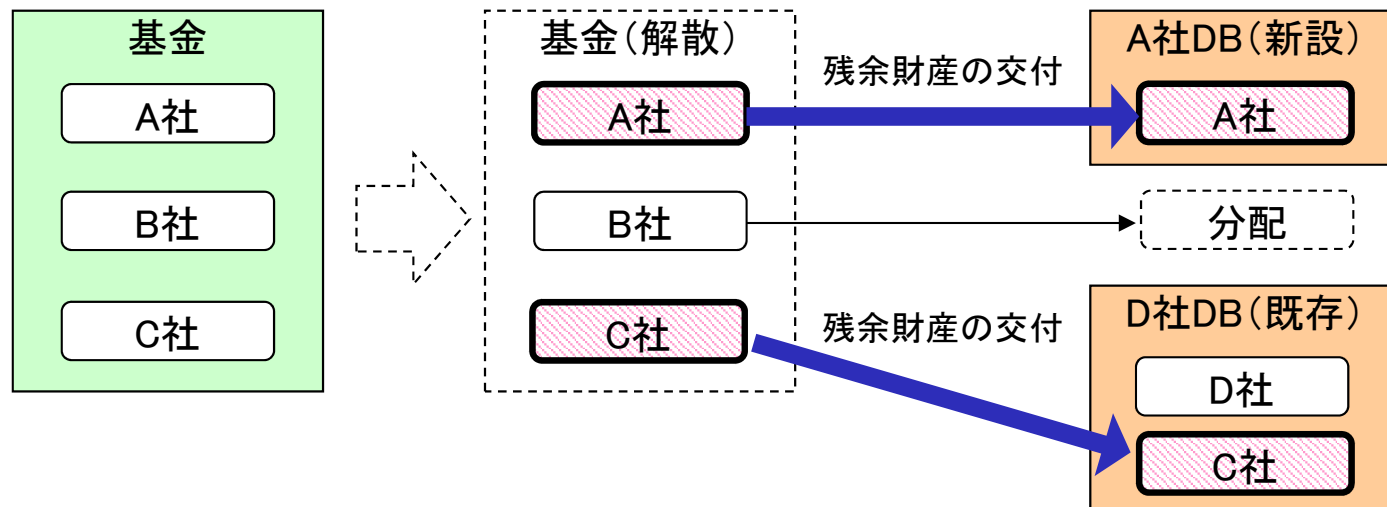
(2)企業年金の選択肢の多様化

- キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化
- 簡易型DBの対象拡大

3.2.DBへの移行支援(1)

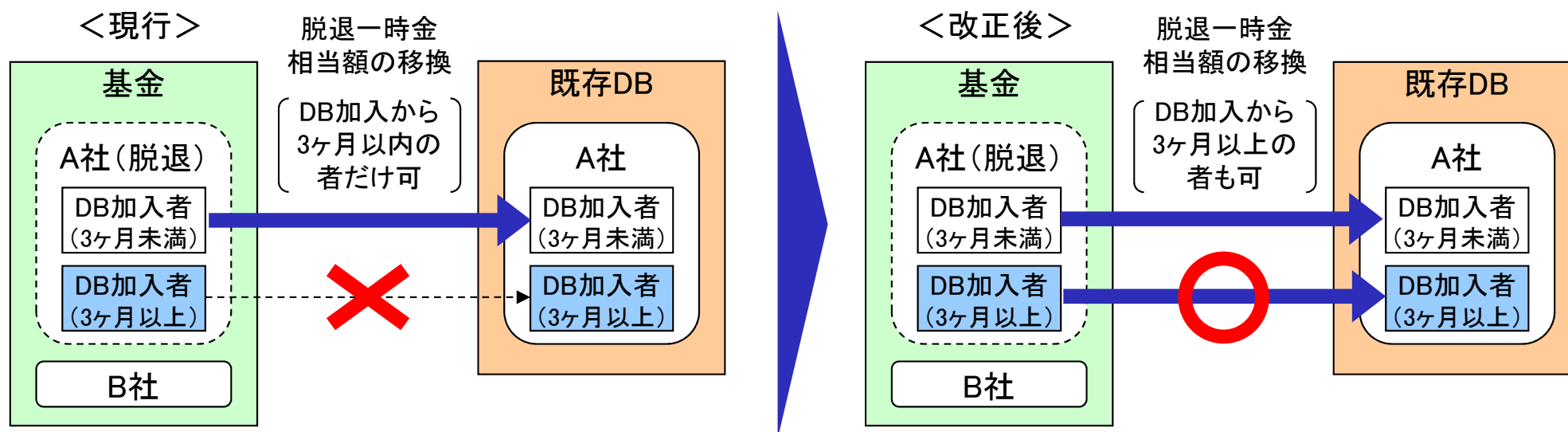
【3. 上乗せ部分の支援策】

(1) 基金解散後、残余財産を事業所単位でDBへ移行できる仕組みの創設 【改正法附則第35条、経過措置政令第40条～第42条、整備等省令第31条、第37条、第38条】



※ 既存DB、新設DB、別の事業所が実施しているDBいずれも可
 ※ 事業所の一部のみをDBに移行することも可

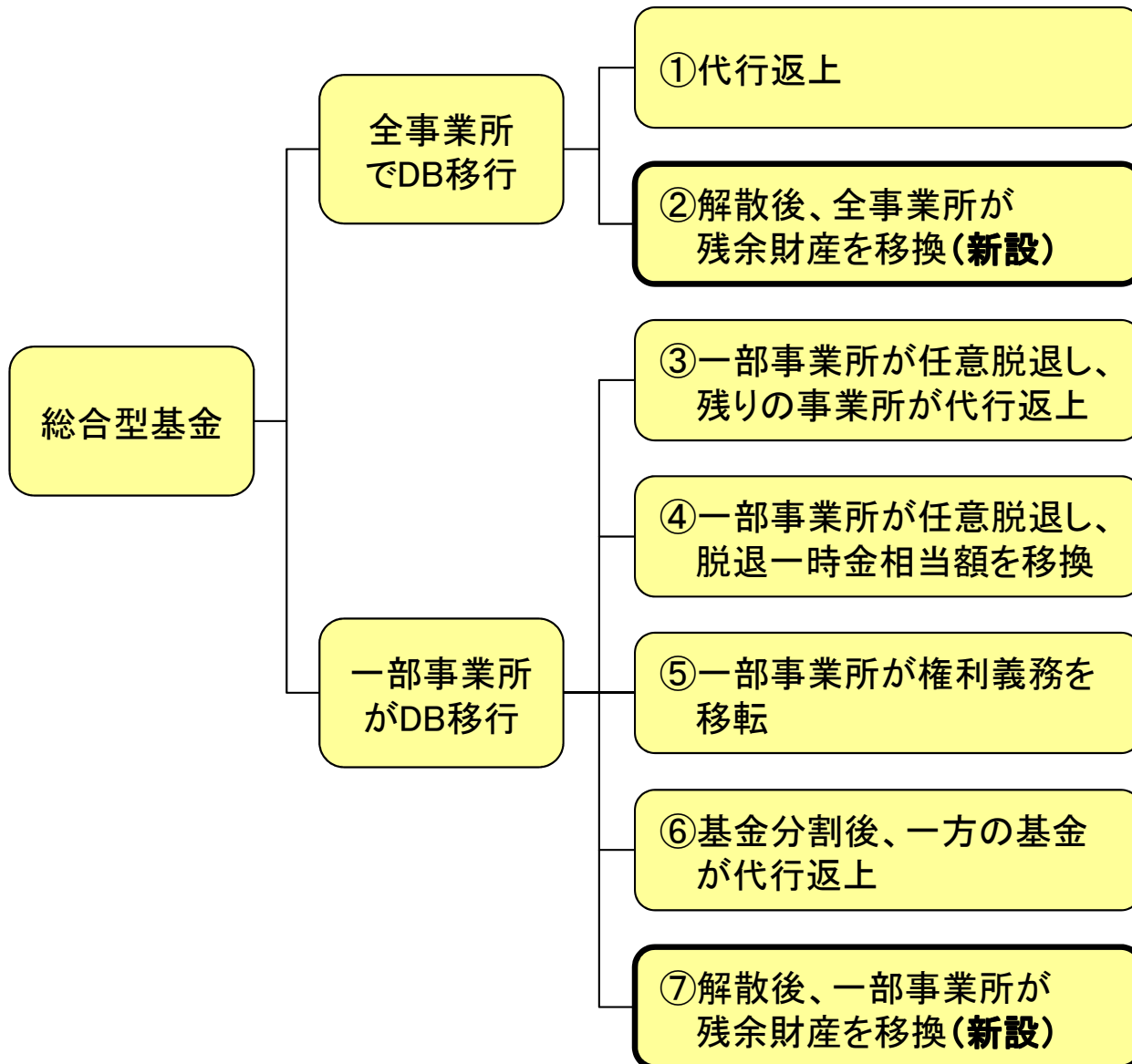
(2) 基金からの脱退一時金相当額を既存DBに移換できるよう規制緩和 【経過措置政令第3条第3項(DB法施行令第73条第6項の読み替え)】



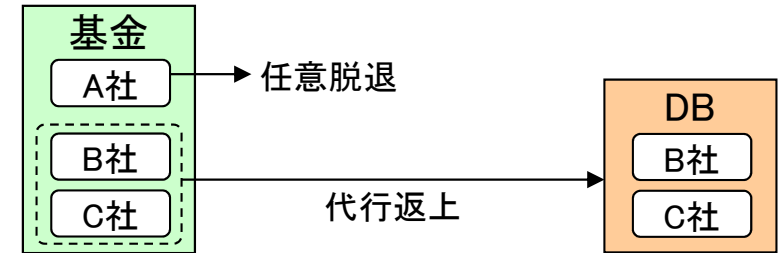
3.2.DBへの移行支援(2)

【3. 上乗せ部分の支援策】

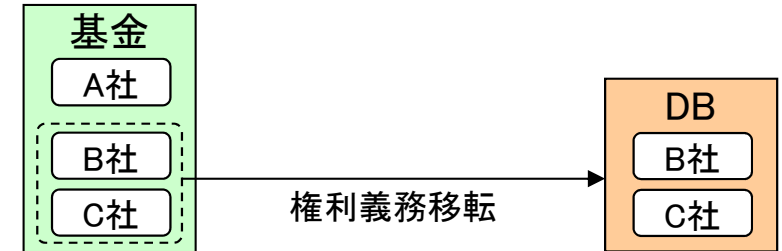
(参考)基金からDBへの移行方法



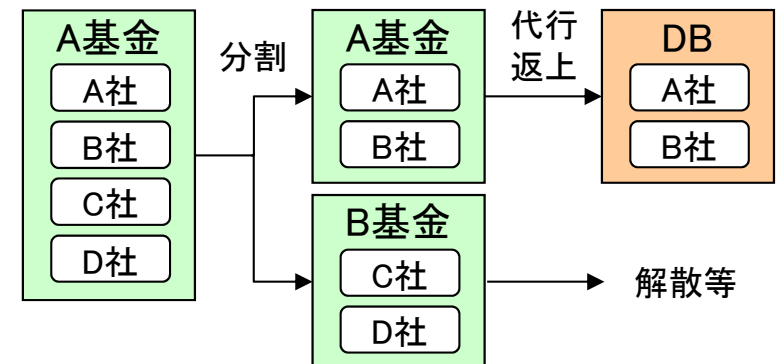
<③のイメージ図>



<⑤のイメージ図>



<⑥のイメージ図>



(注) 解散または代行返上の方針を議決した基金については、
人数要件を「10人」以上に緩和【経過措置政令第47条】

3.2.DBへの移行支援(3)

【3. 上乗せ部分の支援策】

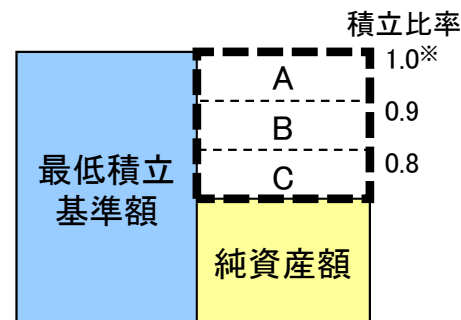
(3) 財政運営基準の緩和 【整備等省令第9条、第32条～第36条】

			特例措置
掛金の額の算定の特例(※)	特別掛金の算定	定率償却以外	予定償却期間を最長「20年」から「30年」へ延長
		定率償却	償却割合の下限を「15%」から「10%+H26.4.1から移行日までの年数×0.5%」へ緩和
	許容繰越不足金の計算方法(掛金収入ベース)		標準掛金の現価計算で使用する年数を「20年」から「30年-H26.4.1から移行日までの年数」へ延長
非継続基準抵触時の掛金の額の特例(※)	積立比率に応じた掛金設定		積立比率に応じた額を算定する際の係数を以下のように緩和(下図参照) ・積立比率0.9～1.0:「1/15」を「1/25」 ・積立比率0.8～0.9:「1/10」を「1/20」 ・積立比率0.8未満:「1/5」を「1/15」 (注)H27.3.31以降は分母を毎年1ずつ減少させ、H36.3.31以降は現行と同じ
	回復計画による掛金設定		回復計画の期間を最長「7年」から「10年」へ延長 (注)H34.3.31以降は毎年1年ずつ減少させ、H36.3.31以降は現行と同じ7年 なお、従来はH30.3.30までの経過措置だったが、「当分の間」使用可
最低保全給付の特例(権利義務を移転した場合)			権利義務承継により増加する最低保全給付を5年間で認識可

※以下のいずれかに該当する場合

- ・ 代行返上する場合
- ・ 一部事業所の権利義務を移転する場合
- ・ 解散して残余財産をDBに移換する場合
- ・ 代行割れ基金が特例解散して新たにDBを実施して過去期間を通算する場合

○積立比率に応じた掛金設定



※H29.3.30までは経過措置あり

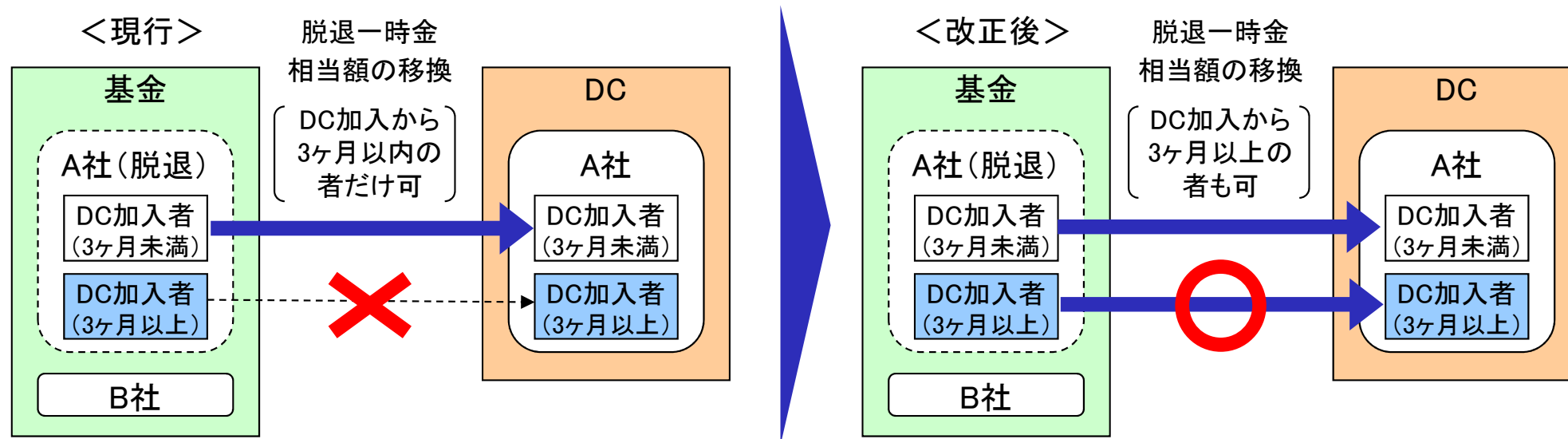
	<現行>	<～H27.3.30>	<～H28.3.30>
A : 15年償却	→	25年償却	→ 24年償却
B : 10年償却	→	20年償却	→ 19年償却 ...
C : 5年償却	→	15年償却	→ 14年償却
	$\left[\begin{array}{c} A/15 \\ +B/10 \\ +C/5 \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} A/25 \\ +B/20 \\ +C/15 \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} A/24 \\ +B/19 \\ +C/14 \end{array} \right]$

(注)カッコ内は積立比率に応じた額

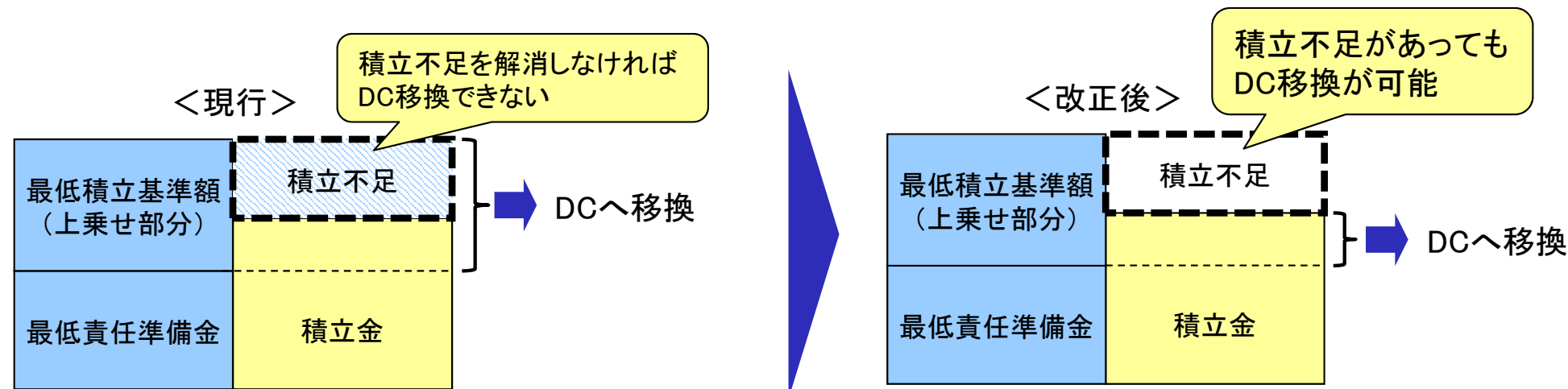
3.3.DCへの移行支援

【3. 上乗せ部分の支援策】

(1) 基金からの脱退一時金相当額を既存DCに移換できるよう規制緩和 【経過措置政令第4条】



(2) 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和 【経過措置政令第3条第2項(廃止前基金令第41条の5(第3号を除く)の適用)】



3.4.その他(1)

【3. 上乗せ部分の支援策】

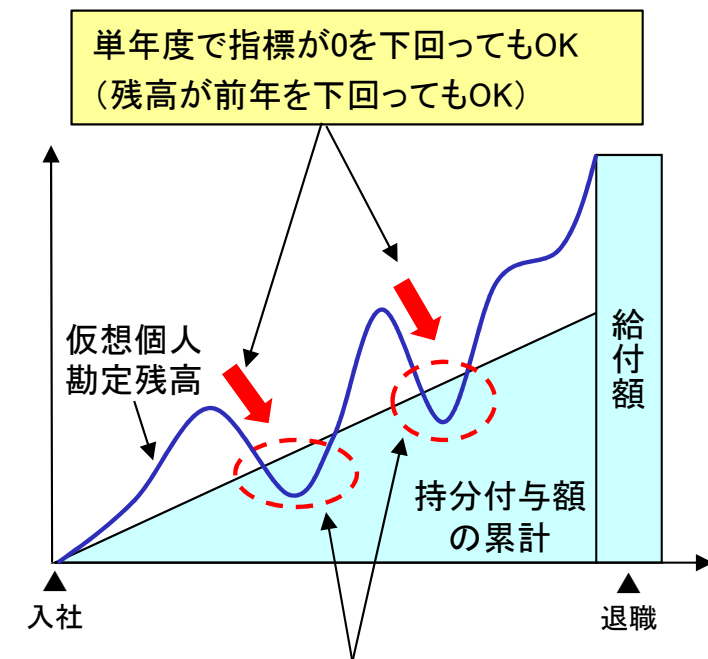
(1) 中退共への移行支援 【改正法附則第36条、経過措置政令第43条～第46条、整備等省令第39条～第42条】

- 基金解散後、企業単位で中退共へ移行できる仕組みを創設(残余財産を交付)

(2) キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化 【整備等省令第2条(改正後DB規則第26条第3項、第29条)】

- 年金額算定に用いる予定利率(年金給付利率)は下限予定利率以下(0以上)での設定を許容
- 再評価等に用いる指標に「積立金の運用利回りの実績」を追加し、単年度で「0」を下回ることを許容(通算で「0以上」)

内容		現行	改正後
年金額算定	予定利率 (額改定を行う場合)	前回の財政計算の計算基準日以降の日における最も低い下限予定利率(※1)以上	0以上 (※2)
	予定死亡率	前回の財政計算で用いた予定死亡率	加入者等の実績及び予測に基づき合理的に設定可
再評価等に用いる率	指標	① 定率 ② 国債の利回りその他客観的な指標(消費者物価指数、賃金指数、東証株価指数等) ③ ①,②の組み合わせ ④ ②,③に上下限を設定	① 定率 ② 国債の利回りその他客観的な指標(消費者物価指数、賃金指数、東証株価指数等) ③ 積立金の運用利回りの実績 ④ ①～③の組み合わせ ⑤ ②～④に上下限を設定
	下限	単年度で0以上	通算で0以上



※1 10年国債応募者利回りの1年平均と5年平均のいずれか低い率

※2 選択一時金の要件(下限予定利率で計算した年金の現価相当額を上回らないこと)が緩和されていないため、年金給付利率を下限予定利率未満とすると選択一時金が年金原資を下回る

(例) 年金原資1,000万円、10年確定年金、年金給付利率0%、下限予定利率0.7%(年金現価率9.6536)
⇒ 年金年額=100万円、選択一時金(上限)=965万円<1,000万円

3.4.その他(2)

【3. 上乗せ部分の支援策】

(3)DBの承認・認可事項の緩和 【整備等省令第2条(改正後DB規則第7条第1項、第10条)】

- 給付設計に係る変更のうち軽微な変更、権利義務の移転承継に関する事項等について届出事項へ緩和
- 市町村の単なる名称変更は、届出不要事項へ緩和

<届出事項への緩和>

- 給付の種類、受給の要件、額の算定方法、給付の方法に関する事項(給付設計の軽微な変更に限り、給付減額に係る場合を除く)
- 掛金の拠出に関する事項のうち、上記の給付設計の軽微な変更に伴い掛金の変更を行う場合
- 権利義務の移転／承継に関する事項
- 脱退一時金相当額の移換に関する事項

(3)受託保証型DBの適用拡大 【整備等省令第2条(改正後DB規則4条第3項、第52条第2項、第65条、第117条第2項)】

- 加入者の有無にかかわらず、積立不足が発生しない制度(積立金 \geq 数理債務)を受託保証型DBとする
- 受託保証型DBを簡易基準のDBとし、加入者がいる受託保証型DBについては給付の額の改定が可能
- 受託保証型DBの最低積立基準額は、数理債務の額に基づき合理的に計算した額を使用可能

一般勘定100%
で運用する運用
実績連動型CB
を想定

<加入者がいる受託保証型DBにおける手続の簡素化等>

- 運用の基本方針の設定不要
- 事業報告書に記載する内容の一部省略
 - ：加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項、給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - ×：積立金の運用に関する事項、受託業務の委託先及び当該委託の内容に関する事項、基金の事業内容～に関する事項
- 決算報告書に記載する内容の一部省略
 - ：積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較～を示した書類
 - ×：貸借対照表、損益計算書